## 滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十四条第二項において準用する同令第百二十九条の四第三項第四号の規定に基づき、滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものとすること。
- 二 滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さ(滑車の溝がその最深部に索が接しない形状である場合にあっては、当該溝に索が接した状態における索から溝の最深部までの最短距離を除いたもの。以下同じ。)は、三ミリメートル以上で、かつ、索の直径の三分の一以上とすること。
- 三 索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製の枠その他これに類するもの(以下「ロー プガード」という。)を設けること。
- 四 ロープガードは、次に掲げる基準に適合するものとすること。
  - イ 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直 径の四分の三以下であること。
  - ロ 滑車の索に面する部分の端部のうち、イに掲げるもの以外のものとの最短距離が 索の直径の二十分の十七以下であること。
- 五 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上である巻胴式の駆動装置による遊戯施設にあっては、前二号の規定は適用しない。
- 六 主要な支持部分(建築基準法施行令第百四十四条第一項第一号に規定する主要な支持部分をいう。)に走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に索が滑車から外れるおそれのないよう、客席部分の走行速度、円周速度及び傾斜角度を保つことができるものとすること。

附則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。